

第1回 宮城県行政不服審査会 議事録

1 日時 平成28年5月11日(水) 午前10時から午前11時15分まで

2 会場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

(1) 委員

小野純一郎会長

金澤孝司委員, 佐々木努委員, 中原茂樹委員, 兵藤公男委員

(嵩さやか委員は欠席)

(2) 事務局等

大塚総務部長

総務部私学文書課

中村課長, 赤間総括, 西内班長, 高野主任主査

佐々木主事, 成田主事, 高橋主事

4 次第

1 委嘱状交付

2 開会

3 挨拶(大塚総務部長)

4 会長の選任

5 会長職務代理者の指名

6 議事

(1) 審査会の運営について

(2) 新たな行政不服審査制度の概要について

(3) 審議の進め方について

非公開

公開

5 会議の内容 ※公開部分のみ

6 議事

(2) 新たな行政不服審査制度の概要について

資料4「新たな行政不服審査制度の概要について」に基づいて事務局から説明した。各委員からの質疑は下記のとおり

金澤委員

この審査会で審議する審査請求の案件は、主にどういった分野のものが想定されるのか。

事務局

件数が多いと想定されるのは、生活保護関係と税関係の案件。

兵藤委員

資料4のスライド5枚目及び6枚目に「処分庁に上級行政庁がある場合」と「ない場合」についての記載がある。例えば税関係の案件などは5枚目(上級行政庁がある場合)に該当

すると思うが、6枚目（上級行政庁がない場合）に該当するのはどのようなケースか。

事務局

例えば都道府県の自治事務において、出先機関ではなく本庁の各課が知事名で処分を行った場合、上級行政庁というのは存在しないため審査請求は知事あてにされることになり、処分庁が審査庁になる。他方、自治事務を出先機関に事務委任している場合、処分は出先機関の長が行うことになり、審査請求については上級行政庁である知事（本庁の主務課）あてにされることになる。

兵藤委員

地方機関が（委任を受けて）処分を行う場合は「上級行政庁がある場合」に分類されるということか。

事務局

お見込みのとおり。

（3）審議の進め方について

資料5「宮城県行政不服審査会における審議のイメージ」に基づいて事務局から説明した。各委員からの質疑は下記のとおり

小野会長

資料5はあくまでモデルケースということなので、必ずしも3回の審議で終わらせなければならぬわけではなく、4回、5回と審議が継続していくこともあるという理解でよいか。

事務局

そういった場合もありえるかと思う。

中原会長職務代理者

資料4の話になるが、スライド10枚目の②「『第三者機関への諮問手続』の適用除外」の4に「審査請求人から第三者機関への諮問を希望しない旨の申出があった場合」という規定がある。この申出はどの時点で行われるのか。審査請求の時点で意思確認をするのか、あるいは審理員意見書が作成され審査会に諮問するとなった段階で「諮問しますか」という意思確認をするのか。

事務局

詳細な取扱いについてはまだ詰めきれていないところもあるが、審理員意見書が作成されるとその意見書を処分庁と審査請求人・参加人に送付することになっているので、おそらくはそのときに第三者機関への諮問をするかしないかという希望を併せて聞くということになるかと思う。

中原会長職務代理者

例えば審理員意見書の内容が一部認容だった場合など、審査請求人が「このまま早く手続きを進めてほしい」と思った場合などは審査を希望しないこともあるということか。

事務局

例えば生活保護関係の案件などの場合「早く取消訴訟に進みたい」と考えている請求人もおり、その場合は（取消訴訟の前置となっている）審査請求は早めに終わらせたいので審査会への諮問は不要とするケースもあると思われる。

中原会長職務代理者

これは例外的な規定ではなく、諮問を希望しない請求人がある程度出てくる可能性があるということか。

事務局

そう考えている。

中原会長職務代理者

この法律の制定に当たって、「審理員による審理」に加えてさらに「第三者機関による審議」があるというのは迅速な救済の観点から見て少々重過ぎないかという見方もあったところ、この適用除外の規定があることで、早く司法の判断を望んでいる方にとってはそちらを選んでもらうということも可能になるかと思う。

兵藤委員

資料5での説明によれば、一つの案件を複数回審議することになるようだが、旧法での不服申立ての状況からみて、この審査会にあがってくるであろう案件の数は何件ぐらいを想定しているのか。

事務局

年間平均ということであれば、20～30件ぐらいを想定している。ただ、今年度については4月1日以降の処分からのみ審議対象となるため、そこまでにはならないのではないかと。また、生活保護法の改正により支給基準が引き下げられると大量の審査請求が提出される傾向にあるが、この場合の請求は似たような内容である場合が多く、審査会においては、ある程度まとめて審議していただくことになるのではないかと考えている。

兵藤委員

審議回数が複数回になった場合、案件が輻輳（ふくそう）する可能性があるということか。

事務局

その場合、行政不服審査会条例の規定で部会を設けることができるとされているので、件数が多くなってきた場合には6名の委員を3名ずつの部会に分けて審議をしていただくということも想定している。その場合は、それぞれの部会で年間10～15件ということになるかと思う。

小野会長

今の点にも関連して、新制度に基づく審査請求は既に提出されているのか。

事務局

審査請求があれば私学文書課に報告がくることになっているが、今のところその報告は来ていない。（審査請求につながりそうな案件の）情報はいくつか寄せられているが、審査請求はまだ出されていない。

7 その他

事務局から、委員に対し、以下2点について事務連絡を行った。

- ・第2回は6月15日（水）、第3回は7月20日（水）に開催する予定となっているが、このまま審査請求が提出されない状況であれば6月15日は開催しないこととなること。
- ・8月及び9月の日程調整のため、後日電子メール等で委員の予定をお伺いすること。

（終了）